

多様な働き方実践企業認定制度PR動画の制作について

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和7年度多様な働き方実践企業認定制度PR動画制作業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年2月27日（金）

3 目的

本業務は、多様な働き方実践企業認定制度のリニューアルを契機に、新制度の概要を周知する動画を作成するとともに、最高ランクの認定を取得した企業の具体的な取組事例を盛り込んだ広報用動画を制作し、県主催合同企業説明会や県内大学のキャリアセンター、県公式YouTube等で配信し、認定制度について求職者等への周知を図り、認定制度の認知度の向上及び認定企業に対するインセンティブの充実に目的とする。

4 業務の概要

働きやすい職場環境づくりに取り組む「多様な働き方実践企業」6社を取材し、撮影・編集作業を行い認定制度の紹介動画を作成する。対象企業については、県が選定する。

（1）動画制作本数

8本（求職者向け1本、事業者向け1本、各企業の取組6本）

（2）制作内訳

①求職者向けの制度PR動画

新制度の5つの認定項目ごとに、その項目に秀でた取組を進める企業の具体例を盛り込んだ制度PR動画

- 項目1 仕事と育児・介護との両立
- 項目2 テレワークやフレックスなど柔軟な働き方
- 項目3 女性、シニア、外国人など多様な人材の活躍
- 項目4 資格取得費用の補助など従業員のキャリアアップに積極的
- 項目5 デジタルツールの活用などDXの推進

②事業者（未認定）向けの制度PR動画

上記5項目に秀でた取組を進める企業から、多様な働き方実践企業の認定を受けることのメリットを伝える制度PR動画

③取材先企業の個別動画 6 本

(3) 動画構成イメージ

求職者に多様な働き方実践企業認定制度を紹介し、認定企業に就職したいと思わせる動画を作成する。認定企業が求職者にとって働きやすく魅力的な企業であることをPRするため、具体的な企業の声や取組事例を盛り込んだ構成とする。

事業者に、プライム企業の多様な取組を広く紹介することで、まだ認定を取得していない企業の認定取得に向けた意欲喚起につなげる。

【動画構成イメージ】

○求職者向け 1 本

A：多様な働き方実践企業認定制度紹介（目安 1 分程度）

B：5つの認定項目ごとに具体的な企業の取組・声（取材先企業 6 社）

※項目 1～3 の動画は 2 社ずつとする。

※項目 4、5 の動画を制作する企業は、項目 1～3 のうちどれか 1 つについても制作する。

（作成例）

項目 1・・・a 社、d 社

項目 2・・・b 社、e 社

項目 3・・・c 社、f 社

項目 4・・・d 社

項目 5・・・e 社

上記例による作成：B (a+d) + (b+e) + (c+f) + d+e (目安各 45 秒～1 分程度)

C：県からのメッセージ（目安 30 秒程度）

※A+B+Cで8～9分程度

○事業者向け 1 本

A：多様な働き方実践企業認定制度紹介（目安 30 秒～1 分程度）

B：具体的な企業の取組・声（6 社）（目安 3～4 分程度）

C：県からのメッセージ（30 秒～1 分程度）

※A+B+Cで5分程度

○取材先企業の個別動画 6 本

上記の求職者向けの内容で、各企業が個別にPRできる体裁で納品
（1 企業 2～3 分程度）

(4) 動画の納品時期

令和 8 年 1 月上旬を目途に県と調整

5 委託業務の内容

(1) 企業との調整

県が選定した企業（6社）、県と受託者の3者で事前に打合せを行い、撮影スケジュールや動画内容等について調整を行う。

(2) 動画の撮影

撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続きの交渉を行うものとする。

撮影場所は任意の場所（動画撮影企業の所在地含む）で構わないが、撮影場所の手配は原則受託者が行うものとする。

(3) 動画の編集及び納品

求職者や事業者などの視聴者に企業の取組や雰囲気が伝わるようコンパクトに編集して納品すること。なお、納品の前に雇用・人材戦略課及び取材先企業に事前に監修を受けること（校正回数は定めない）。

データ（mov 及び mp4）及び記録媒体（DVD）で納品すること。なお、フレームレートは24fps以上とすること。

動画全体に字幕を入れ、重要発言は強調するなど、見やすく編集すること。

6 業務従事者及びスケジュール

本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整、原稿執筆、デザイン、監修など業務従事体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県に報告すること。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (2) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

8 留意事項

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (4) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (9) 本業務が完了した際は、作成した資料一式を編纂し、県に提出すること。
- (10) 本仕様書に定めるもののほかに疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

9 委託契約額の支払い

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。